

地方独立行政法人法第 42 条の 2 第 1 項に基づく、出資等に係る不要財産の
 出資等団体への納付について

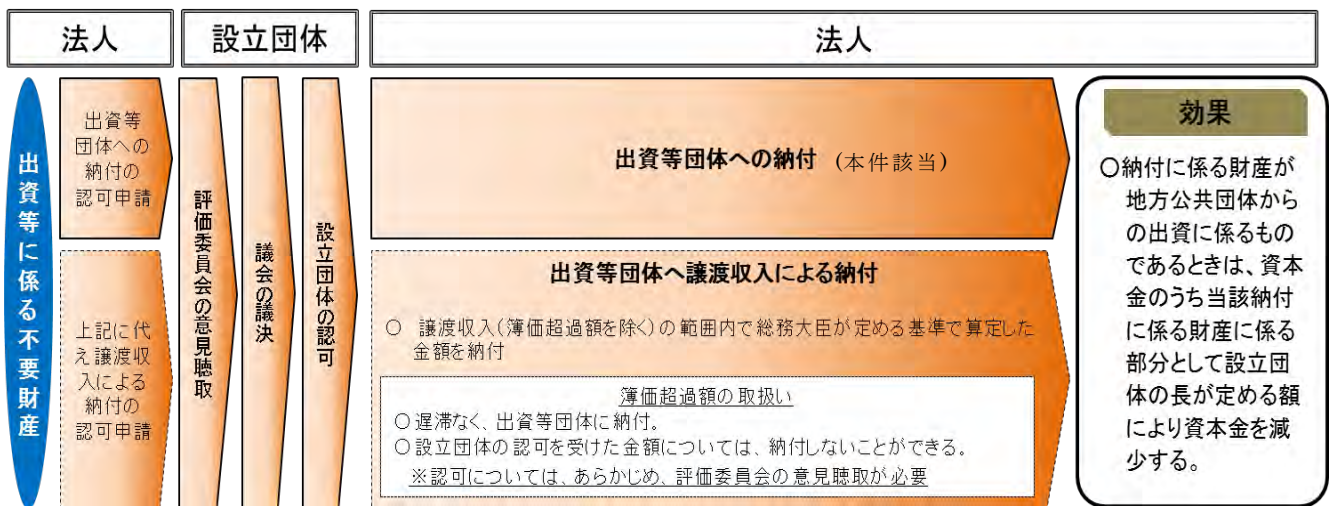
1 趣旨

公立大学法人横浜市立大学（以下「市大」という）では、金沢区内にある 2 か所の学生寮について、平成 22 年 9 月に、建物の老朽化・耐震対策の必要性、また周辺の住居環境の変化などを総合的に判断し、この学生寮を閉鎖、市大として土地の再利用をしない旨を決定しました。

旧学生寮の敷地は、法人化時に横浜市から市大に対し無償譲渡された出資財産であることから、地方独立行政法人法第 42 条の 2 の規定に基づき、市大から設立団体の長（横浜市長）あて不要財産の納付の認可について申請がありました。

設立団体の長がこの認可をするにあたっては、あらかじめ法人評価委員会の意見を聴くこととされていますので、委員の皆様にお諮りするものです。

2 地方独立行政法人法の改正について



平成 25 年 6 月 7 日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 3 次一括法）」が成立し、地方独立行政法人法（以下「法」という。）が改正されました。

改正法の中で第 6 条第 4 項が新設され、地方独立行政法人が、業務の見直し、社会経済情勢の変化等の事由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出に係るものであるときは、第 42 条の 2 の規定により当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならないことが規定されており、平成 26 年 4 月 1 日から施行されました。

3 今後のスケジュール（案）

- 5 月 13 日 第 55 回横浜市公立大学法人評価委員会
- 9 月 横浜市会第 3 回定例会に議案上程
 - ・ 不要財産の納付の認可
 - ・ 定款の変更
- 10 月 総務省及び文部科学省へ定款変更の認可申請



○男子寮【夕照寮】(土地1)

住所：金沢区六浦東一丁目49番6号(所在地：六浦東一丁目4853番3)

土地：(面積)727.27 m²

(用途)第1種中高層住居専用地域 60/150

建物：鉄筋コンクリート造 3階建 (S47.3.31竣工) (延床) 1003.68 m²

○女子寮【萌生寮】(土地2)

住所：金沢区柳町16番4号(所在地：柳町1番11号)

土地：(面積) 661.16 m²

(用途)第1種住居地域 60/200

建物：鉄筋コンクリート造 2階建 (S49.8.22竣工) (延床) 575.69 m²

経 第 2 2 号
平成 26 年 5 月 7 日

申請書

横浜市長
林 文子 様

公立大学法人横浜市立大学
理事長 田中 克子



地方独立行政法人法第 42 条の 2 第 1 項及び同法施行令第 5 条の 2 に基づき、
出資等に係る不要財産の出資等団体への納付についての認可を申請します。

1. 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容
土地 1 横浜市金沢区六浦東一丁目 4853 番の 3、宅地、727.27 m²
土地 2 横浜市金沢区柳町 1 番の 11、宅地、661.16 m²
2. 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要が
なくなったと認められる理由

当該財産上の建物の老朽化、耐震対策の必要性、周辺の住環境の変化、等を
総合的に勘案し、学生寮敷地としての用途を廃止したため

3. 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額（現金
及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）
土地 1 平成 17 年 4 月 1 日取得、112,508,669 円
土地 2 平成 17 年 4 月 1 日取得、133,289,856 円
4. 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容
土地 1 112,508,669 円
土地 2 133,289,856 円
5. 現物による出資等団体への納付の予定時期
平成 26 年 12 月
6. その他必要な事項
なし

公立大学法人横浜市立大学
経営企画課企画調整担当 田中
TEL : 045-787-2021 fax:045-787-2048
E-Mail : hkk_tyou@yokohama-cu.ac.jp